

家庭用セントラルヒーティング契約
(選択約款)

2026年4月1日実施

蒲原瓦斯株式会社

1. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款（家庭用セントラルヒーティング契約）によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

- (1) 「家庭用セントラルヒーティングシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます（居室以外の暖房を除きます。）。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」とは、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。ただし、併用住宅であっても、居住部分に専用ガスメーターを設置した場合には専用住宅とみなすものとします。
- (4) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (5) 「その他期」とは5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）までの6か月間をいい、「冬期」とは11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの6か月間をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまが、専用住宅又は1 需要場所におけるガスメーター能力の合計が1 0 立方メートル毎時以下の併用住宅で家庭用セントラルヒーティングシステムを使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、本契約解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般ガス供給約款への変更の日から1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般ガス供給約款への変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 当社は、本契約から他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の約款を重複して締結することはできません。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して2 0 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、1 1 月使用分（1 0 月検針日の翌日から1 1 月検針日まで）から4 月使用分（3 月検針日の翌日から4 月検針日まで）までの期間については、別表の料金表1 を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、5 月使用分（4 月検針日の翌日から5 月検針日まで）から1 0 月使用分

(9月検針日の翌日から10月検針日まで)までの期間については別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.074 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.074 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算定によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

92,320円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)といたします。

(備考)

トン当たりLNG平均価格は、当社に揭示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 名義の変更

お客さま又は当社が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

9. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、若しくは1によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には、相互に契約を解約できるものといたします。

10. 設置確認

- (1) 当社は、家庭用セントラルヒーティングシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。なお、住宅への立入りを承諾していただけない場合には、当社は、この選択約款の申し込みを承諾しない、又は速やかにこの選択約款を解約し、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用セントラルヒーティングシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用セントラルヒーティングシステムを取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2026年4月1日から実施します。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款（家庭用セントラルヒーティング契約）の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2026年4月1日から2026年4月30日までに支払義務が発生するものについては、この家庭用セントラルヒーティング契約の変更前の家庭用セントラルヒーティング契約（2023年6月1日実施）に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

2. 料金表 1（冬期（11月～4月））

（1）適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

（2）料金表A（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1 か月につき	880.00円
---------	---------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	163.32円
-------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

（3）料金表B（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1 か月につき	1,166.00円
---------	-----------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	151.88円
-------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

（4）料金表C（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1 か月につき	3,300.00円
---------	-----------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	125.20円
-------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

3. 料金表2（その他期（5月～10月））

（1）適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が100立方メートルを超え、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が250立方メートルを超える場合に適用いたします。

（2）料金表A（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1 か月につき	880.00円
---------	---------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	163.32円
-------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

（3）料金表B（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1 か月につき	1,133.00円
---------	-----------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	153.20円
-------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

（4）料金表C（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1 か月につき	1,496.00円
---------	-----------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	149.56円
-------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

（5）料金表D（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1 か月につき	2,343.00円
---------	-----------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 6 . 1 7 円
-------------	---------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。